

運賃割引等に伴う協議会承認事項について

精神障害者の社会復帰対策の推進の為、下記の提案事項について北陸信越運輸局へ届出を致したく、協議会のご承認を得たい。

平成21年度より路線バス運賃改定の内容が法定協議会による協議運賃で実施される事となった為、以後の運賃の変更に関する届出(停留所名称変更も含む)は協議会承認が必要となります。

精神障害者に対する路線バス運賃の割引について

経緯	(社)新潟県精神障害者家族支援連合会が、(社)新潟県バス協会へ「精神障害者の交通費割引制度適用範囲拡大に関する要望書」を提出。これを受け、新潟県バス協会は下記の内容で精神障害者に対する運賃割引を実施することを決定。それに伴い、新潟交通佐渡(株)も割引を開始したい。
現状	身体障害者と知的障害者は交通割引制度が認められているが、精神障害者は除外されており進展の無い現状。
提案	<p>実施理由・目的</p> <p>精神障害者手帳の交付数が年々増加していることから、社会復帰と自立と社会参加の促進に協力するため。</p> <p>他都道府県の各バス会社がかなり導入してきているため。</p> <p>精神障害者手帳には写真が添付されるようになり、本人確認が容易になったため。</p> <p>運用開始日</p> <p>平成23年4月1日(金)より</p> <p>対象者</p> <p>写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳を所持している方(本人のみ)</p> <p>写真が貼付されていない手帳では割引を受けられません。</p> <p>介護人は割引対象になりません。</p> <p>適用範囲</p> <p>新潟交通佐渡(株)の一般路線バス区間</p> <p>割引運賃</p> <p>運賃・・・半額(10円未満は四捨五入)</p> <p>定期券・・・所定期間運賃額の3割引</p> <p>小児運賃・・・小児運賃が半額</p> <p>利用方法</p> <p>運賃支払の際、手帳の写真が貼付されたページを乗務員に提示する。</p> <p>その他</p> <p>回数券は使用可能。(運賃支払の際に事前に乗務員に申し出必要)</p>

参考資料1・・・精神障害者に対する割引(案) 出典:新潟県バス協会

参考資料2・・・障害者等に対する運賃割引の概要 出典:新潟交通株式会社

参考資料3・・・精神障害者の交通費割引制度適用範囲拡大に関する要望書

平成 23 年 1 月 12 日

精神障害者に対する運賃割引について(案)

運用開始日

平成 23 年 4 月 1 日(金)より

対象者

- ・写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳(以下、障害者手帳)をお持ちの方(本人のみ)
(写真が貼付されていない手帳では割引を受けられません)
- ・介護人は割引対象になりません

実施バス会社

新潟交通グループ(新潟交通・新潟交通観光バス・新潟交通佐渡)
越後交通グループ(越後交通・越後柏崎観光バス・南越後観光バス)
頸城自動車グループ(頸城自動車・くびき野バス・頸北観光バス・頸南バス・糸魚川バス・東頸バス)

適用範囲

上記バス会社の一般路線バスの区間
高速バス・定期観光バス等は除きます
コミュニティバスの割引の有無については運行バス会社にお問い合わせ下さい

割引運賃

運賃が半額になります(10 円未満は四捨五入)
定期券の場合は所定期間運賃額の 3 割引になります
小児運賃が適用される方で手帳をお持ちの方は、小児運賃が半額となります

(例)

運賃 210 円の場合 110 円(小児 60 円)

運賃 200 円の場合 100 円(小児 50 円)

利用方法

運賃支払の際、手帳の写真が貼付されたページを開いて乗務員に提示して下さい

バスカード・回数券は使用できます(運賃支払いの際、事前に乗務員に申し出て下さい)

各社によって取扱いが一部異なります

障害者等に対する運賃割引の概要

- ★『精神障害者』の方も平成23年4月1日より運賃割引適用の対象とすることになりました。
 (写真が貼付された障害者手帳の提示が条件です)
 対象路線...一般路線バス全線(高速バスは除きます)
 バスカード・回数券も使用可能です

なお、「身体障害者」「知的障害者」の取扱いは現行と全く変更はありません

印・・割引対象、×印・・割引対象外

身体障害者	乗車券の種類	本人	介護人	割引率
第一種身体障害者 (級別関係なし)	普通券			50%
	定期券			30%
	普通券(12才未満)			50%
	定期券(12才未満)	×		30%
第二種身体障害者 (1級~3級)	普通券			50%
	定期券			30%
	普通券(12才未満)			50%
	定期券(12才未満)	×		30%
第二種身体障害者 (4級~6級)	普通券		×	50%
	定期券		×	30%
	普通券(12才未満)			50%
	定期券(12才未満)	×		30%

知的障害者	乗車券の種類	本人	介護人	割引率
第一種知的障害者 (A)	普通券			50%
	定期券			30%
	普通券(12才未満)			50%
	定期券(12才未満)	×		30%
第二種知的障害者 (B)	普通券		×	50%
	定期券		×	30%
	普通券(12才未満)			50%
	定期券(12才未満)	×		30%

児童福祉法の適用を受けている者 (当該施設長発行の割引証明書保持者)	乗車券の種類	本人	介護人	割引率
証明書	普通券			50%
	定期券			30%
	普通券(12才未満)			50%
	定期券(12才未満)	×		30%

介護人が小人の場合は割引対象外です

H23.04.01より

精神障害者	乗車券の種類	本人	介護人	割引率
障害者手帳 級別関係なし	普通券		×	50%
	定期券		×	30%
	普通券(12才未満)		×	50%
	定期券(12才未満)	×	×	%

- 注
 - ・高速バスは割引対象外(県内・県外とも)
 - ・介護人は割引対象外



平成22年7月29日

社団法人新潟県バス協会会長 金子 仁 様
新潟交通株式会社代表取締役 金子 仁 様
佐渡汽船株式会社代表取締役社長 小川 健 様

社団法人新潟県精神障害者家族会連合会

理事長 武 沢



精神障害者の交通費割引制度適用範囲拡大に関する要望書

障害者の社会復帰対策の推進につきましては、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法の施行により、厚生労働省は、精神障害者、身体障害者、知的障害者の三障害に対する福祉サービスの一元化をはかり障害者の制度格差を解消していくことを進めております。

精神障害者の当事者、家族は他の障害者とサービスが同等になるものと期待を寄せ、特に地域生活に欠かせない移動手段としてのバス・船舶の交通費割引には大きな期待を持ったのであります。しかしながら、現在のところ、身体、知的の二障害に認められている交通費割引制度から精神障害者は除外され進展のない現状にあります。

平成17年の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部改正を受け、本県でも「精神障害者保健福祉手帳」の様式を改正し、平成19年1月より写真を貼付する新様式の交付となり、徐々に浸透されつつあります。

平成20年3月31日現在、県内における精神障害者数33,595名うち手帳保持者は11,035名であります。新規手帳申請者・更新期を迎えた対象者の90%以上が写真の貼付を行っており、本人確認が可能となっております。

障害者自立支援法に基づく、三障害共通の福祉サービス一元化の観点からも、新潟県内の公共交通を担う社団法人新潟県バス協会様並びに新潟交通株式会社様・佐渡汽船株式会社様におかれましては、一日も早く、精神障害者にも交通費の割引制度の適用範囲を拡大して下さいませよう切にお願い申し上げます。